

振動規制法の特定工場等に係る振動の規制基準

振動規制法第3条、第4条

(昭和52年3月30日 東京都告示第240号、

平成24年3月30日 多摩市告示第162号、改正：平成27年7月31日 多摩市告示第421号)

区域の区分		時間の区分	
	該当地域	昼間 8時～19時	夜間 19時～8時
第1種区域	<ul style="list-style-type: none">第1種低層住居専用地域第2種低層住居専用地域第1種中高層住居専用地域第2種中高層住居専用地域第1種住居地域第2種住居地域準住居地域用途地域の定めのない地域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	<ul style="list-style-type: none">近隣商業地域商業地域準工業地域工業地域	(8時～20時) 65 デシベル	(20時～8時) 60 デシベル
学校(幼稚園を含む。)、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するものに限る。)、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。			

備考

1. デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
2. 振動の測定は、計量法第71条に規定する条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。
3. 振動の測定方法は、日本工業規格Z8735に定める振動レベル測定方法により、振動の大きさの値は、次に定めるところによる。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔・100個又はこれに準ずる間隔・個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。